## 特定器材マスターの改定について

今般、平成29年5月31日付け厚生労働省告示第215号に基づき下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 29 年 6 月 1 日と設定して おりますので、電子レセプトに記録する際はご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

- 1 新規特定器材コードの設定 (変更区分「3」:2コード)
- 2 特定器材名称の変更(変更区分「5」:1コード)

## 別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更(平成29.6.1適用)

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	133	710011015	下大静脈留置フィルターセット(特殊型)	1	177, 000	3		新設		
2	130	710011016	冠動脈用ステントセット (生体吸収・再狭窄抑制型) ・指定番号	1	244, 000	3	新設			承認番号「22800BZX00406000」 を付与された材料は、平成30年3 月31日までの間この金額となり ます。
2	133	727850000	下大静脈留置フィルターセット(標準型)			5	特定器材名・規格名	下大静脈留置フィルターセット (標準型)	下大静脈留置フィルターセット	